

9. 日清戦後経営と本行の施策

(1) 三国干渉後の積極政策

日清戦争直後の金融経済情勢

明治28年(1895年)4月17日、日清講和条約が調印され、わが国は、①遼東半島および台湾・澎湖列島の割譲を受ける、②賠償金として庫平銀2億両(邦貨換算約3億円)、威海衛守備費償却金(3年分)として150万両(同約230万円)を支払われることになった。3億円といえば明治28年度国家歳入予算(9019万円)の3.3倍に相当した。したがって、清国賠償金の受領につれて「事業一時に興り、非常の繁盛を見るに至るべし」と予想され⁽¹⁾、「少しく人気を回復し、徐々金融の繁忙を告げん⁽²⁾」としたのも当然の成行きであった。

しかし、講和条約調印後間もない4月23日、ロシア・フランス・ドイツの3国がわが国に対し遼東半島を清国に還付するよう勧告してきた(いわゆる「三国干渉」)。このため、5月4日、政府は同半島放棄の決定を余儀なくされ、同月10日には遼東半島還付に関する詔勅が発せられた。もっとも、遼東半島還付の報償金として、清国からさらに庫平銀3000万両(邦貨換算約4500万円)を受領することになり、清国賠償金の総額は2億3150万両(英貨3808万ポンド余)に上ることになったが、三国干渉・遼東半島の還付は国民の心理に大きな打撃を与えた。三国干渉をある程度まで予想していた、当時の外相陸奥宗光は、「社会は恰も一種の政治的恐慌に襲はれたるが如く、驚愕極りて沈鬱に陥り憂心忡々今にも我国の要所は三国の砲撃を受くるの虞あるものの如く、誰一人として目下の大難を匡救すべき大策ありと高談する者な⁽³⁾」しと述べている。

このように、三国干渉後は「一般人心は頗る沮喪せしものの如く、銀行者は偏に従来の警戒を持続して資金の融通を渋り、商業者は一に持重を旨として前途の形勢を觀望するの趣を呈⁽⁴⁾」した。加えて、農商務省が1870年(明治3年)の普仏戦争後における戦勝国ドイツの経済混乱を例に取り、日清戦後における企業勃興

の高進を戒めたので、実業界・金融界の態度は一層慎重化した。たとえば、榎本武揚農商務相は、28年6月5日、内相官邸で開かれた地方官会議の席において「戦後経済に関する警戒的注意を与へ⁽⁵⁾」ている。また農商務省は、フランスから受領した賠償金のドイツ経済に及ぼした影響を論じたアドルフ・ショートベール著『仏国償金論』等を「翻訳出版して世に頒布し」、賠償金のもたらした「害毒」^[ママ]として、「巨額の公債を償還して俄かに資本を増加し、ために企業熱をして沸騰せしめ、終に恐慌を惹起した」こと、「通貨の流通高を過度に増加せしめ大に物価をして騰貴せしめた⁽⁶⁾」ことを示唆している。

こうした慎重論の反面、清国賠償金による軍事公債の償還を唱える意見も聞かれたことは見逃せない。当時のわが国経済社会の沈滞気運に照らしてみると、このような意見は公債償還を通ずる景気浮揚を期待していたともいえよう。

たとえば、当時貴族院議員であった元法制局長官の尾崎三良は、28年6月15日の経済学協会において「今後の財政策」と題する講演を行い、賠償金3億円のうち8000万円(27%)を軍事公債の償還に充てるべきであると主張した。それは、一般公募分は全額償還すべしということの意味するが、「今日此公債を償却し置きたるときは、人民が公債を信用すること必ず厚く且つ利子も低落すべし、然るときは今後軍事を拡張するに際し、又有事に際して公債を起すに於ては低利の公債を起すことを得」と同時に、「商工業の事業を起すこと容易にして、旁国家の利益とならん」とも考えられたからである。⁽⁷⁾このことは、政府が軍事公債の一挙償還というような思い切った措置を講じなければ、三国干渉後の金融経済情勢の早急な好転は望み難かったことを示していたといえよう。

積極方針の明示

以上のように、三国干渉以後、経済社会の空気は一般に沈滞していたが、明治28年6月に入ってから、生糸生産の季節に向かうにつれ地方において資金需要台頭の気運がうかがわれたうえ、決算期および軍事公債最終払込み期に当たったこともあって、月末には一段と資金需要が強まった。しかし、市中銀行は引き続き前途を警戒して日清戦争中と同様に慎重な態度を持し、貸出を渋る傾向があっ

た。このため、生糸・茶など重要輸出物資の生産が阻害され、「国家経済上の不利実⁽⁸⁾に甚し」とみられただけでなく、ひいては「経済社会の悲運を来さん」と懸念⁽⁹⁾された。

こうした折、6月27日に日本橋倶楽部で開かれた市中銀行東京支店懇談会の席上、川田総裁の内意を受けて山本達雄本行営業局長は、「吾々は社会の為め又我営業の為に進取主義を以て適当なる商売に融通を与へる事は今日正当適宜の策なりと信ず」る、したがって「日本銀行は平和克復の今日となり、現時の如き商売社会の有様なる以上は、一般の必要に応じて進で貸出を為し、大に商売上の円滑⁽¹⁰⁾を図る決心」であると述べ、積極政策を推進する方針を明らかにした。翌7月の12日、本行本店は公定歩合を日歩2厘引き下げ（当所商業手形割引歩合日歩2銭1厘→1銭9厘）、続いて大阪支店と西部支店も同月22日に公定歩合の日歩2厘引下げを実施した。この結果、本行公定歩合は「日清事件」発生直前の水準に復するか、それを下回るに至った。

当時は、本行対政府貸付残高も少なくなく（明治28年6月末1250万円、政府紙幣消却のための貸付2200万円を除く）、兌換銀行券保証発行余力はほとんどなくなっていた。事実、28年5月31日、6月19日、24日、29日と数次にわたって制限外発行の上申を余儀なくされていた。それにもかかわらず、本行が「大に貸出の途を寛開し、一時許多の制限外発行を為すも生産上必要の資本は十分之を融通するの方針⁽¹¹⁾」を取った根拠は、次のとおりである。⁽¹²⁾

イ、金融緩慢時に、ほとんど放資の道がないのに苦しんで無理に事業を拡張したり、投機的事業が盛んになって事業熱が高まると、結局は金融の逼迫を来すおそれがあるので、銀行は大いに貸出を警戒せざるをえないが、今日の金融繁忙は軍事公債の払込み、養蚕生糸に対する放資、商品仕入れなどから生じたものである。公債に投下された資金は一時固定されたものに違いないけれども、公債は確実な投資対象であって他日安全に回収できる。生糸や商品仕入れ資金も短期の融通であって、遠からず回収できるものであるから、これらの貸出は銀行の損益上より見て得策である。また経済社会上も、事業の発達をはかって外国貿易を拡大し、大いにわが商権を振起すべき時であるので、これらに対する

資金供給は最も必要と思われる。

ロ、現在の兌換銀行券発行高は1億3561万円に達し、日本銀行の正貨保有高は6500万円である（正貨準備率48%）が、今後は正貨が著しく減少するおそれはないので、これだけの正貨準備があれば、さらに2000万円～3000万円の制限外発行を行っても兌換制度の基礎を薄弱にするおそれはない。まして、来る10月には清国賠償金のうち約6000万円を受領する見込みであるから、兌換制度の維持についてはなんら懸念を要しない。こういう時こそ、伸縮自在なわが發券制度を活用して、一時の需要を満たすのが最も適切な方法であると考える。

ハ、清国賠償金が続々わが国に取り寄せられて金融緩慢となり、遅かれ早かれ、事業が勃興して経済社会の警戒を促すに至る時も来るであろうが、これはおのずと順序を踏んで到来することである。賠償金を取り寄せられ、それが直接間接に金融市場に流入して金融が大いに緩慢となるに従い、事業熱は勃興してくるであろう。しかし、現在は金融緩慢どころではなく、金融が著しく繁忙化して正当な事業すら容易に起こすことができないような状態である。したがって、現在緊急を要する方策は、なるべく金融を緩和して、事業の発達を図ることである。今から他日の逼迫を考えて金融を引き締めるのは、後日の食滞を恐れて飢者に食物を与えないようなものである。

上述のような本行の積極方針に対して、兌換銀行券の制限外発行が頻発するような状況下で本行がこの方針をどこまで貫くことができるか、疑問視する向きがなかったわけではない。⁽¹³⁾たとえば、全国の銀行が積極方針を取り、資金不足を生じて日本銀行に借入れを求めてきた場合、日本銀行は担保のある限り融通するというのであろうか、中央銀行といえども無制限に借入れ需要に応ずることはできないと論じられた。また、市中における資金需給の実態から見て公定歩合の引下げは時期尚早とする意見もみられ、中には、賠償金の流入につれて金融が緩和すれば、本行の貸出は減少を免れず、したがって利益も減るので、日本銀行はそれに備えて貸出の促進を図っているという批評さえも⁽¹⁴⁾あった。

いずれにせよ、「各銀行各資本家は大概此の挙を悦ばず、往々同盟して従来⁽¹⁴⁾の金利歩合を保続せんことを協議し、或は種々誹評を為せしもの」があったといわ

れている。⁽¹⁵⁾ 大概の「資本家」が公定歩合の引下げを含む本行の積極方針を歓迎しなかった理由は必ずしも定かでないが、そのような動きがあったということは、本行の措置が「目を国家利害の上に注ぎ、目前金融社会の利害を顧みざる所あり⁽¹⁶⁾」ことを示すものであったといえよう。しかし、政府の日清戦後経営計画がいまだ一般には明らかにされていなかった段階での積極方針の開陳であったから、これに対し金融独走に類する批判が加えられるのもあながち無理とはいえなかったし、実際後になって厳しい批判をこうむることになった。たとえば、明治32年2月2日の貴族院特別委員会において、元農商務次官の金子堅太郎議員は次のように述べている。⁽¹⁷⁾

明治二十七八年の戦が済んで、必ずや此戦後に於ては独逸亜米利加の如く起業熱が一時に勃興の極点に達して、国家は二三年を出ずして不景気困難の悲境に陥いるであらうと云ふこと、私が当時欧米の友人に書を寄せ人を遣つて聞きました、……故に、日清戦争の後には是非一つ警戒を加へて、独逸や亜米利加の覆轍を踏まないやうにすることは為政者は勿論経済社会の義務である、宜しくそれを警戒せよと云ふ手紙を続々貰つた、故にそれを翻訳し社会に配付した暁にはどうぞございます、事業熱が勃興して殆んど日本国中会社の設立、事業熱の最中に日本銀行は二厘方も上げて居る、それを大蔵大臣は認可した、……さうして弁解して曰く……二億七千万の償金を取つたではないか、是は皆日本へ来るんだ、又今日日本は既に戦に勝つて強国の仲間入をした、決して憂ふるに足らぬ、此際宜しく金利を下げて事業熱を援助し、助なければならぬと絶叫した、……

しかし、この時期における本行の政策は日清戦後財政計画の枠組みとの関連でとらえるべきであり、三国干渉後の積極政策の推進も戦後財政計画もしくは戦後経営計画と無縁のものであったとは思われない。事実、後述する明治28年8月の財政意見書の中で松方蔵相は、「日本銀行及正金銀行をして各事業を拡張せしむることに付ては既に著手する所あり」と述べている。⁽¹⁸⁾ 軍事公債の非償還方針とも絡んで、本行に対し積極政策採用の要請があったとしても不自然ではない。『稿本日本金融史論』の著者滝沢直七も、本行の積極政策は日清「戦後経営」と不可分の関係にあったとして次のように記している。⁽¹⁹⁾

当時の識者は以為らく、若し夫れ三国干渉のありと雖ども、東洋の局面に於ける我国

の兵備にして優勢なりしならばこの勢力に拮抗し得べし、畢竟するに兵備の足らざるは以て遼東還附を余儀なからしめしものである。これなほ可なり、露国の南下は予想せらるべく、兵備を充実せしむることは将来に於ける我国の自衛上忽にすべからざることなりとす、兵備の充実には何物をも犠牲に供するも惜むべきにあらず、兵備の充実は国力の充実に根柢を有せざるべからず、国力の充実は生産業を發達せしめざるべからず、生産の發達は企業の發達に拠らざるべからず、企業の發達を謀らんとする金利を引下げざるべからず、……この識者の理想と金利引下げとの関係は戦後の金融に重要な連鎖があるのである。

北海道支店の設置

山本営業局長は前述の市中銀行東京支店懇談会における講演の中で、積極方針の一つとして「今般函館に支店、札幌に出張所を設けて貸出を開放する」と述べているが、⁽²⁰⁾明治28年6月22日、本行は函館・札幌・根室の3出張所のうち、函館・根室の出張所を廃止する一方、函館に北海道支店を設置することを大蔵大臣に申請し、同月25日、その認可を得ていた。

すなわち、北海道は海岸線が数百里に及び、海産物を主要物産としているが、「其産出各々季節あるを以て、金融の繁閑常ならず金利の劇変を来すこと少からず、殊に其地北境に偏在するを以て……一朝事あれば頓に輸送の欠乏を免れず」、現に日清開戦当時には航路の途絶による貨物の停滞から代金の回収難に陥り、兌換銀行券の現送によりようやく金融の逼迫を回避するということがあった。⁽²¹⁾明治27年6月15日、第百十三国立銀行および第二十国立銀行・安田銀行・三井銀行・第三国立銀行各函館支店が連名で、本行函館出張所においても手形割引業務を開始してほしい旨「陳情」を行ったのもそのためである。⁽²²⁾

本行は「国家富源の一要部たる北海道の金融をして此の如く不便ならしむるは国家の不利亦甚だし」いので、この不便を救済するためには本行支店を設置し、時々需要に応ずるほかないことを認め、直ちに支店設置に着手することを望んでいた。しかし、日清戦争中は「軍資供給の勤に忙はしき此に及ぶに違あらず、已むを得ずして遷延」したといわれている。⁽²³⁾事実、27年6月23日付の函館出張所

長あて川田総裁の書簡を見ると、「目下其出張所ニ於テ割引開始ノ義ハ難及詮議」と記されており、日清戦争のため組織変更の暇もなかったことを示している。⁽²⁴⁾しかし、北海道の現状も捨て置き難く、幸い北海道の各銀行はおおむね東京に本店または支店を有していたので、本行本店で貸出を行い、その資金を札幌もしくは函館出張所に送金して当面をしのごことにしたのである。

明けて28年の4月、日清講和条約が調印されるや、5月6日に上記5行は再び連名で本行に対し、鯨粕出荷期到来に伴う金融逼迫をおもんばかって「逆為替」の取扱い開始方を請願した。⁽²⁵⁾このような経緯のなかで本行は、5月に講和条約が発効するや支店開設の準備に着手し、前記のような手続きを経て7月10日に北海道支店が開業した。

もっとも本行としては、前に述べたように北海道の金融は繁閑常ならざるものがあったので「収支の見込定らず、営業上より言へば固より其の不利たるを免かれざる」も、「国家経済上已むを得ざる」もの⁽²⁶⁾と考えていた。しかし、本行北海道支店の設置に関する大蔵省の調査は、⁽²⁷⁾「清国との貿易の如きは戦勝の結果に依り著しき盛況を見るべく、内外の商業将来益々進歩して愈々資本の不足を告ぐるに至る」と思われるので、本行支店の設置は「北海道竝に東北地方の金融を調和し、事業の進歩発達を来たすに於て最も緊要の挙なり」と結論していた。ちなみに、北海道支店の開業に伴って同地市中金利は日歩2厘方低落したほか、金融の見通し難から売り急ぐ水産業者も少なくなるなど、支店設置の影響が直ちに現われたが、⁽²⁸⁾同支店の収支も開業1年後の明治29年下期から黒字を示すようになった。

増 資

日清戦争終結後、本行は「益々業務を伸張し、経済社会の興望に副ふは国家に対する義務」であるが、「業務の伸張は実に資力の多少に伴ふべきを以て、先づ資力を増加して之が鞏固を図るは今日の急務」であるうえ、「今や兌換券の発行高も次第に巨額に達すべきを以て、資本の高をして事業に相当するの点にまで達せしめて、両者の権衡を保持するは寔に時勢の已を得ざる処」と考⁽²⁹⁾え、増資を行う

ことにした。積極方針の採用に対応した措置と考えてよいであろう。

明治28年7月、本行は、①1000万円（5万株）増資して資本金を3000万円とする、②金貨価格変動準備金である「金銀較差勘定」の一部を取り崩し、増資の第1回払込金（1株につき100円）総額500万円に充当する、③新旧全株式（15万株）に対し1株につき50円の払込みを徴求する、ことにつき大蔵大臣に内申した⁽³⁰⁾後、8月17日の臨時株主総会に上記増資案を提出した。「金銀較差勘定」を取り崩して特別配当金とし、これを増資の第1回払込みに充当することにしたのは、①この特別配当は単に金銀価格の変動によって生じた差益であって、通常の営業利益とはみなしがたく、その性質からいえばすべて積立金に加えるべきものであるが、前回（明治20年）増資の際に取得したプレミアム375万円を株主に還元するよう一部株主から要求があり、この要求は無理からぬものと思われた、②今後金銀価格の著しい変動はないと考えられた、ためと説明されている⁽³¹⁾。

8月17日の臨時株主総会は全会一致（出席者持株数7万3933株、その権利数1510）で増資の件を可決した。即日、本行は大蔵大臣に「増資＝関スル上申書」⁽³²⁾を提出してその認可を得た。越えて8月19日、本行の資本金・株式数の増加に関

表 9-1 保有株式数別民間株主の構成

保有株式数	～49株	50～99株	100～499株	500～999株	1000株～	合計	
明治20年12月末	株主数(名)	421 (61.4)	109 (15.9)	146 (21.3)	9 (1.3)	1 (0.2)	686 (100.0)
	株式数(株)	9,205 (18.4)	6,890 (13.8)	25,807 (51.6)	6,098 (12.2)	2,000 (4.0)	50,000 (100.0)
	平均保有株式数(株)	21.9	63.2	176.8	677.6	2,000.0	72.9
明治29年1月末	株主数(名)	495 (62.2)	124 (15.6)	153 (19.2)	18 (2.3)	6 (0.8)	796 (100.0)
	株式数(株)	11,445 (15.3)	8,511 (11.4)	33,199 (44.3)	12,887 (17.2)	8,958 (11.9)	75,000 (100.0)
	平均保有株式数(株)	23.1	68.6	217.0	715.9	1,493.0	94.2
増加	株主数(名)	74	15	7	9	5	110
	株式数(株)	2,240	1,621	7,392	6,789	6,958	25,000

(注) カッコ内は構成比(%)。

(出所) 日本銀行保有資料『半季報告材料書類』明治20年下期、および「日本銀行第二十七回半季報告」明治28年下期（日本銀行調査局編『日本金融史資料』明治大正編第8巻、大蔵省印刷局、昭和31年、所収）。

する大蔵省告示第51号が公布されたが、この増資に伴う第1回払込み（金銀較差勘定からの特別配当金で振替え）は28年9月15日に完了し、新旧全株式に対する50円の払込みも11月15日～30日の間に終わり、本行の払込資本金は合計2250万円になった。

本増資後の明治29年1月末における保有株式数別民間株主構成と、前回増資後の20年12月末におけるそれと比較してみると（表9-1）、株主総数は110名（16.0%）増加して合計796名に達するに至ったが、増加株主の67.3%（74名）は50株未満の小株主であった。それだけ本行株主層のすそ野が広がったといえるが、反面、500株以上の大株主も10名から24名に増え、その保有株式数の民間保有株式総数中に占める割合は16%から29%へと上昇していることが注目されよう。

明治20年12月末と29年1月末の上位民間株主20名を比べると（表9-2）、①三井銀行と横浜銀行が第1位・第2

表9-2 上位民間株主の変化

位を占め、両行で民間保有株式総数の5.8%（4358株）を保有するに至ったこと、②上位20名中華族の数が1名から8名に増大したこと、③三菱合資社長岩崎久弥の名が見られたことなどが目に付き、前回増資後8年の間にかんりの変化があったといえよう。ちなみに、明治20年末と28年末株主の種類別・職業別内訳によれば（表9-3）、株主中華族の数は13名から33名に増え、その持株数は1825株から1万839株に増大（5.9倍）している。なお、地方別の民間株主構成では、引き続き関東地方の比重上昇と関西地方の比重低下の

明治20年12月末		明治29年1月末	
三井組	株 2,000	三井銀行	株 2,603
井上保次郎	882	横浜銀行	1,755
川崎正藏	836	鍋島直大	1,500
久次米銀行	800	原善三郎	1,050
三野村利助	660	島津忠濟	1,050
北岡文兵衛	650	中村清藏	1,000
原善三郎	640	川田小一郎	900
安田善次郎	630	安田善次郎	900
広岡久右衛門	500	酒井忠道	840
茂木惣兵衛	500	北岡文兵衛	840
原亮三郎	460	徳川篤敬	833
住友吉左衛門	455	若尾民造	828
川村伝兵衛	440	茂木惣兵衛	780
三井銀行	430	住友吉左衛門	759
山川貞藏	430	岩崎久弥	757
中村清藏	420	立花寛治	750
徳川篤敬	400	島津忠義	702
川上左七郎	400	岡部長職	653
大江清兵衛	400	川崎正藏	600
小西新右衛門	400	名古屋銀行	600

（出所）「日本銀行第十一回半季報告」および「日本銀行第二十七回半季報告」（前掲『日本金融史資料』明治大正編第8巻所収）。

傾向が見られた(表9-4)。

表 9-3 株主種類別・職業別内訳

	明治20年末		明治28年末	
	株主数 (名)	株式数 (株)	株主数 (名)	株式数 (株)
内 蔵 頭	1(0.1)	50,000(50.0)	1(0.1)	75,000(50.0)
有栖川宮別当			1(0.1)	180(0.1)
華 族	13(1.9)	1,825(1.8)	33(4.2)	10,839(7.2)
士 族	101(14.7)	6,199(6.2)	106(13.4)	6,250(4.2)
平 民	541(78.8)	36,821(36.8)	602(76.3)	47,650(31.8)
農 業	32(4.7)	1,480(1.5)	60(7.6)	2,941(2.0)
工 業	4(0.6)	70(0.1)	6(0.8)	1,539(1.0)
商 業	389(56.6)	25,732(25.7)	361(45.8)	27,477(18.3)
官 吏	3(0.4)	100(0.1)	5(0.6)	123(0.1)
銀 行 業	33(4.8)	4,635(4.6)	48(6.1)	7,640(5.1)
医 師	2(0.3)	160(0.2)	6(0.8)	720(0.5)
僧 侶	2(0.3)	40(0.0)	3(0.4)	58(0.0)
弁 護 士	1(0.1)	40(0.0)		
会 社 員	1(0.1)	65(0.1)	5(0.6)	155(0.1)
雑 業	21(3.1)	1,405(1.4)	18(2.3)	925(0.6)
備	7(1.0)	390(0.4)	9(1.1)	524(0.4)
無 職	46(6.7)	2,704(2.7)	81(10.3)	5,548(3.7)
銀行会社	30(4.4)	5,125(5.1)	46(5.8)	10,081(6.7)
寺	1(0.1)	30(0.0)		
合 計	687(100.0)	100,000(100.0)	789(100.0)	150,000(100.0)

(注) カッコ内は構成比(%)。

(出所) 前掲『半季報告材料書類』。

- (1) 「明治二十八年日本銀行統計年報」(日本銀行調査局編『日本金融史資料』明治大正編第19巻、大蔵省印刷局、昭和32年、所収) 201ページ。原文の片仮名は平仮名に改めたほか、読点および濁点を入れた、以下同じ。
- (2) 日本銀行「一般金融ノ概況並其調節」(上掲『日本金融史資料』明治大正編第19巻所収) 6ページ。原文の片仮名は平仮名に改めたほか、読点および濁点を入れた、以下同じ。
- (3) 陸奥広吉編『伯爵陸奥宗光遺稿』岩波書店、昭和4年、554ページ。
- (4) 前掲「一般金融ノ概況並其調節」6ページ。
- (5) 明治28年6月8日付『中外商業新報』。
- (6) 『東京経済雑誌』第775号(明治28年5月28日)684~685ページ。
- (7) 上掲誌、第782号(明治28年7月13日)55ページ。
- (8) 「明治二十八年日本銀行営業報告」(前掲『日本金融史資料』明治大正編第10巻、昭和32年、所収) 227ページ。原文の片仮名は平仮名に改めたほか、必要に応じ読点および濁点を入れた、以下同じ。

表 9-4 地方別民間株主構成

地 方	明治20年末		明治28年末	
	株主数 (名)	株式数 (株)	株主数 (名)	株式数 (株)
北海道 東北	8(1.2)	596(1.2)	13(1.7)	1,071(1.4)
関東 東京 神奈川	241(35.1) 194(28.3) 22(3.2)	23,091(46.2) 19,082(38.2) 2,984(6.0)	291(36.9) 239(30.3) 27(3.4)	37,933(50.6) 30,420(40.6) 6,439(8.6)
中部 愛知 静岡	69(10.1) 19(2.8) 16(2.3)	3,772(7.5) 1,350(2.7) 760(1.5)	124(15.7) 24(3.1) 33(4.2)	7,224(9.6) 1,956(2.6) 1,093(1.5)
近畿 大阪 滋賀 京都 兵庫	326(47.5) 137(20.0) 68(9.9) 96(14.0) 12(1.8)	19,842(39.7) 9,172(18.3) 4,663(9.3) 3,797(7.6) 1,500(3.0)	309(39.2) 116(14.7) 66(8.4) 99(12.6) 16(2.0)	25,005(33.3) 10,428(13.9) 5,213(7.0) 6,409(8.6) 2,474(3.3)
中国 四国 九州	7(1.0) 14(2.0) 21(3.1)	440(0.9) 1,340(2.7) 919(1.8)	9(1.1) 15(1.9) 24(3.1)	259(0.4) 675(0.9) 2,560(3.4)
計	686(100.0)	50,000(100.0)	788(100.0)	75,000(100.0)

(注) かっこ内は構成比(%)。

(出所) 前掲『半季報告材料書類』。

- (9) 日本銀行保有資料『日本銀行統計月報』明治28年7月。原文の片仮名は平仮名に改めたほか、必要に応じ読点および濁点を入れた、以下同じ。
- (10) 日本銀行保有資料「山本営業局長ノ演説」。原文の片仮名は平仮名に改めたほか、読点および濁点を入れた、以下同じ。
- (11) 前掲「明治二十八年日本銀行統計年報」201ページ。
- (12) 前掲「山本営業局長ノ演説」。
- (13) たとえば、『東京経済雑誌』第781号(明治28年7月6日)16~17ページの「日本銀行営業局長山本達雄君に質す」、前掲、同誌第782号、41~44ページの「山本日本銀行営業局長の演説筆記を読む」。
- (14) 明治28年7月14日付『中外商業新報』(「日本銀行金利の改正に関する銀行家の評」)。
- (15) 前掲『日本銀行統計月報』明治28年7月。
- (16) 同上。
- (17) 前掲『日本金融史資料』明治大正編第14巻、昭和35年、634~635ページ。原文の片仮名は平仮名に改めたほか、読点および濁点を入れた。
- (18) 明治財政史編纂会『明治財政史』第1巻、明治財政史発行所、大正15年、22ページ。原

第2章 草創期の日本銀行

文の片仮名は平仮名に改めた。

- (19) 滝沢直七『稿本日本金融史論』有斐閣書房、大正元年、435～436ページ。
- (20) 前掲「山本営業局長ノ演説」。
- (21) 日本銀行『日本銀行沿革史』第1輯第1巻、大正2年、594ページ。原文の片仮名は平仮名に改めたほか、読点および濁点を入れた、以下同じ。
- (22) 日本銀行保有資料『支店設立請願書類』。
- (23) 前掲『日本銀行沿革史』第1輯第1巻、594ページ。
- (24) 前掲『支店設立請願書類』。
- (25) 同上。
- (26) 前掲「明治二十八年日本銀行営業報告」231ページ。
- (27) 大蔵省官房第3課長添田寿一「日本銀行北海道支店ノ設立ニ関スル調査」(前掲『明治財政史』第14巻、昭和2年、所収)149～154ページ。原文の片仮名は平仮名に改めたほか、読点および濁点を入れた。
- (28) 明治28年7月26日付『中外商業新報』。
- (29) 前掲『日本銀行沿革史』第1輯第1巻、656～657ページ。
- (30) 同上、656～658ページを参照。
- (31) 同上、659～660ページ。
- (32) 同上、662～663ページ。

(2) 日清戦後経営

日清戦後経営計画

いわゆる日清戦後経営は、明治28年(1895年)3月、「日清戦役未だ局を結ばず天下の民衆を挙げて戦捷の聲に驚喜したるの時」に発足したといわれているが、⁽¹⁾同年5月、大蔵省は3億円余に上る清国賠償金使用計画の具体的検討に入り、⁽²⁾7月4日には松方正義蔵相(28年3月17日、渡辺国武に代わって蔵相に就任)に対し、一連の財政計画案とともに「清国賠償金使用計画」案を提出したようである。⁽³⁾これらの案を基礎にして松方蔵相は、8月15日、「財政前途ノ経画ニ付提議」と題する財政意見書を⁽⁴⁾伊藤博文首相に提出し、日清戦争後の財政計画方針の早期確立を強く主張した。

松方の上記意見書は、ロシアのシベリア鉄道は5年以内に完成すると予想されるので、「我国軍備の拡張は実にも一日も緩にすべからず」としながらも、民力の「負担の増加と共に国力の発達は最も其方法を怠るべからず」、なかんずく「大に交通運輸の便を開発し、以て農商工業の隆盛を計り、興業銀行農業銀行を起し資本融通の潤沢を充分ならしむるは頗る急務」⁽⁵⁾であるとし、軍備の拡張と並んで殖産興業を日清戦後財政計画の重要な柱としていた。もっとも松方の計画では、財政支出による直接的な殖産興業よりも、鉄道・通信網の拡充および特殊金融機関の増設を通ずる、いわば間接的なそれが意図されていたことは見落とせない。「従来巨大の事業に付ては多少中央政府より保護せし所ありしも、戦後の財政は如此き余地を存せず、従て益々資金融通の途を要すること急なり」⁽⁶⁾という松方の発言は、長期資金の供給に任ずる金融機関を設立する必要性を説いたものであるが、殖産興業面における金融機構の役割を重視していたことを示している。本行のみがその意識の外にあったとは思われない。

上述のような日清戦後財政計画推進のため臨時議会を早急に召集すべきであるという、松方蔵相の意見はいれられなかった。このため、28年8月27日、松方は蔵相を辞任したが、その構想は後任蔵相渡辺国武によって受け継がれた。11月3日に閣議に提出された渡辺蔵相の「財政意見」⁽⁷⁾は、「前任大臣の経画にして其継ぐべきものは之を継ぎ、其足らざるものは之を補ひ……戦後財政経画の綱要を概定」したと述べており、その一環として掲げられた「清国賠償金使用経画」も松方のものをほぼ踏襲していた。また29年1月10日、第9回帝国議会衆議院において渡辺蔵相は日清戦後財政計画について演説し、「軍備の整頓と共に経済の発達を規画し、又財政の鞏固を慮ると同時に民産の増殖を力むる、是を之れ大方針大綱領として総ての事項を計画」⁽⁸⁾したと語っている。

いわゆる日清戦後経営とは、このような、軍備拡張を基軸としつつも殖産興業を不可欠の一環とする多面的な財政計画の下での諸施策をいうのであろうが、この財政計画の大綱は、日露開戦に至るまでの時期を通じて財政運営の基調をなしたのである⁽⁹⁾。

日清戦後経営計画は明治29年度予算から実行に移された。第9回帝国議会に提

出された予算案に参考のため添付された「戦後財政10年計画」によると、明治29年度～38年度の間に於ける歳出予定総額は14億9313万円に及び、その年度平均歳出額は28年度歳出決算額（8532万円）の1.8倍に相当する巨額のものであった。⁽¹⁰⁾ このうち、特に「戦後経営」のため計画された陸海軍拡張、鉄道・電話改良拡張、製鉄所設立のための歳出は公債と清国賠償金により調達し、それに伴う経常費の増大は増税によって賄うことになっていたが、公債・賠償金・増税を主要原資とする特別計画の歳出額は合計5億6036万円（10年計画歳出予定総額の37.5%）に上った。

特別計画の歳出入内訳は表9-5のとおりであったが、その原資中、清国賠償金の比重は意外に低く、1億円を超える公債の発行が意図されていたことと、増税および一般歳入繰入れの比重が高く、増税が財源の主軸をなしていたことは

表 9-5 日清戦後財政10年計画（明治29～38年度）
の特別計画 （単位：千円）

歳		出	歳	入
軍 事 費	陸軍拡張費	162,473(29.0)	増 税 賠償金繰入れ 公債募集金 一般歳入繰入れ等	231,368(41.3) 40,093(7.2) 133,648(23.9) 155,250(27.7)
	海軍拡張費	145,571(26.0)		
	威海衛・台湾費	27,500(4.9)		
	軍人恩給	3,538(0.6)		
	軍事・軍備公債費	104,389(18.6)		
	小計	443,471(79.1)		
事 業 拡 張 費	製鉄所設立	4,096(0.7)		
	鉄道建設・改良	27,731(4.9)		
	電話交換拡張	12,802(2.3)		
	事業公債費	20,987(3.7)		
小計	65,616(11.7)			
そ の 他	農業銀行資本補助	10,000(1.8)		
	興業銀行利益補助	3,750(0.7)		
	専売起業費	12,214(2.2)		
	増税徴集費	12,654(2.3)		
	賞勲年金	9,402(1.7)		
	借入金利子	3,250(0.6)		
小計	51,270(9.2)			
合計	560,359(100.0)	合計	560,359(100.0)	

(注) カッコ内は構成比(%)。

(出所) 明治財政史編纂会『明治財政史』第3巻、明治財政史発行所、大正15年、830～836ページ。

注目されよう（増税の内訳は葉煙草専売収入、酒造税、営業税、登録税がそれぞれ全体の2割前後を占めた）。このような財源構想が日清「戦後一般経済界に及ぼせる影響頗る大なりとす⁽¹¹⁾」といわれたのも当然と思われるが、国民の担税力増強につながる民力培養＝殖産興業が、日清戦後経営の重要な課題となった理由の一端がうかがえる。また、軍備の拡張と殖産興業政策の展開につれて艦船・兵器・機械・原材料などの輸入増は必至であり、明治29年以降7年間の軍艦・兵器代金の対外支払額だけでも1億7349万円に上ると予定されていたが、予想される輸入増⁽¹²⁾に対応して、日清戦後経営下の殖産興業政策は輸出振興的性格を強く帯びざるをえなかった。

明治30年に入って急速に具体化された金融制度の整備と金本位制の採用も、上記のような殖産興業＝民力培養政策を前提としていた。「日本銀行の兌換券保証準備発行制限額を拡張し以て金融市場の需要を充たし、日本勸業銀行及農工銀行を設立し以て農工業の発達を助け、其他台湾の財政並経済の整理発達を期するが為め台湾銀行を設立し、北海道の拓殖事業を幫助するが為め北海道拓殖銀行を設立する等、大に金融機関の整備を為した」のは、「金融機関の整否苟産業の消長に影響を及ぼすこと最も大なるものある」と考え、産業の発達を通ずる民力の培養も期待したからにはほかならない。また「貨幣制度を改正し金貨本位を採用」したのは、一つには「貨幣制度の基礎に動揺を与ふること甚し」ければ「商工業は攪乱せられ、外国貿易は阻碍せられ」て、「戦後経営をして其効を完からしむること能はざるを認め⁽¹³⁾」たからであった。本行の金融政策も日清戦後経営の枠組みに強く制約されたであろうことは、容易に想像できよう。

「戦後財政10年計画」は、日清戦後の不況による公債募集難、事業計画の進行に伴う経費の増大、北清事変の勃発（明治33年）等により、手直しまたは補完を余儀なくされた。公債募集に代わる賠償金の繰替え使用、公債の預金部引受け発行、外債の募集、事業計画の繰延べなど、財政のやり繰りに苦慮したのはそのためである。財源問題をめぐる抗争は、「幾たびかの政府更迭の契機を生むなど、政治的危機の要因をつくった⁽¹⁴⁾」が、財政上のやり繰りは本行にも多かれ少なかれ影響を及ぼした。

第2章 草創期の日本銀行

ちなみに、明治29年度～33年度の中央政府一般会計歳入・歳出決算額を見ると(表9-6)、この5年間の歳入累計額は「10年計画」の予定額を38.6%、歳出累計額は同じく44.4%上回り、財政規模が計画に比べて大幅に膨張したことは明らかである。歳入面では、租税の占める比率が45%と半分近くを占めているが(各年ごとにみると29年度～30年度に比べ31年度～33年度はかなり上昇)、前記のように増税にかなり依拠した「戦後経営」の推進が国内市場に限界を画し、日清戦後の景気循環に大きな影響を及ぼし、戦後恐慌・不況からの回復を遅らせたとの指摘がなされている点⁽¹⁵⁾は見逃せない。また、後述する償金特別会計資金の繰替え使用も含めて清国賠償金の比重が18%強に達し、公債募集金のそれをはるかに上回ったことが目に付くが、この点、清国賠償金が日清戦後の財政計画、ひいては戦後経済の発展に果たした役割は大きいといえよう。しかし、膨大な戦後財政計画を背景とする財政資金の調達は、「戦後経営」下の民間経済にかなりの負担を加え、資金需要の面でも民間との競合を免れず、外資導入(外債発行)の要望を

表 9-6 中央政府一般会計歳入・歳出決算額

(単位：百万円)

明治・年度	歳入総額	うち 租 税	公債募集金	償金特別会計 資金繰替使用	賠償金
29	187.0	76.4	3.0		12.5
30	226.4	94.9	36.4		41.2
31	220.1	97.6	0.2	35.1	47.0
32	254.3	126.0	35.2	3.0	32.6
33	295.9	133.9	23.4	14.7	31.2
累 計 (構成比・%)	1,183.6 (100.0)	528.9 (44.7)	98.2 (8.3)	52.8 (4.5)	164.6 (13.9)

明治・年度	歳出総額	うち 軍備拡張費	事業拡張費	国債費
29	168.9	70.2	2.4	30.6
30	223.7	107.4	10.7	29.5
31	219.8	109.2	8.1	28.4
32	254.2	111.4	15.9	34.9
33	292.8	131.0	27.2	34.9
累 計 (構成比・%)	1,159.2 (100.0)	529.1 (45.6)	64.3 (5.6)	158.3 (13.7)

(注) 1. 「軍備拡張費」は、陸海軍省所管経常歳出中の軍事費と同臨時部歳出の合計額。

2. 「事業拡張費」は、製鉄所設立、鉄道改良建設、電話施設拡張費の合計額。

(出所) 前掲『明治財政史』第3巻。

醸成することになったが、金融の調整に当たる本行の責務は日清戦後も軽減されることがなかったといえよう。

清国賠償金の運用

日清戦後経営計画の大前提となった清国賠償金の受領は、明治28年10月31日、イングランド銀行において行われた第1回軍費賠償金5000万両（邦貨換算7414万円）についての英貨表示小切手の授受に始まり、31年5月7日の7300万両（同1億1918万円）の受渡しをもって終了した。清国から受領した

表 9-7 清国賠償金

	英 貨	邦貨換算実収高
軍費賠償金	千ポンド 32,901	千円 311,073
遼東半島還付報償金	4,935	44,907
威海衛守備費償却金	247	2,380
合 計	38,083	358,360

(出所) 前掲『明治財政史』第2巻、大正15年、224～225ページ。

賠償金の総額は英貨で3808万ポンド（同3億5836万円、表9-7）に上ったが、このうち一般会計歳入に繰り入れられた威海衛守備費償却金を除いて、軍費賠償金と遼東半島還付報償金の計3億5598万円および運用利益金等853万円、合計3億6451万円は、29年3月5日公布の法律第6号に基づく「償金特別会計」に受け入れられた。

償金特別会計が設けられたのは次の理由による。第1は、賠償金の受領は数年にわたるので1会計年度では収支を結了できなかつたことである。第2は、賠償金はすべてロンドンにおいて英ポンドで受領することになっていたので、本邦に回送して使用するまでの間、金銀地金または有価証券に交換して、一時保有することができる道を開いておく必要があつたことである。第3は、賠償金を為替や金銀地金等の形で本邦に回送するにしても、欧米の金融市場の状況によっては急に回送することができないにもかかわらず、賠償金で支払いをなすべき費目につきにわかに支出を要する場合も予想されるので、このような場合には「国庫の間に一時融通の途を求めざるべからざるにより、政府よりは償金の金地金若くは英貨を日本銀行へ預け入、日本銀行は之を準備に兌換券を発行して之を政府に貸付し、此借入金⁽¹⁶⁾を以て右の必要に応ずるを便」としたことである。

ロンドンで受領する清国賠償金を本行に預け入れ、本行はこれを準備にして兌換銀行券を発行し、この銀行券を政府に貸し付けるといふ、いわゆる「預け合」の方式は、償金特別会計設置前の28年12月3日の閣議において決定され、同月12日、渡辺蔵相は秘第923号「預け合ニ関スル命令書」を本行に発した⁽¹⁷⁾。また12月25日には、秘第974号により、清国賠償金はすべて本行に寄託することにし、本行に対し「日本銀行寄託預金事務取扱順序」に従って事務処理を行うように命じた。

ちなみに、この寄託金の保管出納事務は、本行の上申に基づき、翌29年2月6日、横浜正金銀行にその取扱い代理が委嘱されたが、これは「償金回収の事業を利用し、本邦金融機関の海外為替を拡張し、我貿易上の利便を發達せしめん」とする趣旨によるものであった⁽¹⁸⁾。横浜正金銀行は清国賠償金の保管回収事務の取扱いを命じられてから、とみに内外における信用が高まり、海外各地でいよいよ有力大銀行と認められるようになった。従来は同行ロンドン支店の預金勘定開設の要望を拒否していたイングランド銀行も、横浜正金銀行が賠償金取扱いを命じられた年に始めて預金勘定の開設を快諾したといわれている⁽¹⁹⁾。

この本行への政府寄託金は後述のようにその全額が直ちに内地へ回送されたわけではなく、その一部は一時イングランド銀行に預入され、あるいはロンドン市場で運用された。その後明治30年代に政府所有本邦公債のロンドン市場での売却や、同市場での本邦外貨公債の発行が行われ、さらに日露戦争時には軍費調達のため多額の外貨公債が発行されたが、これらの売却、発行代金も同様な形で一時運用された。またこれらの政府所有の外貨資産の一部は本行への預入あるいは売却によって本行名義となった。いずれにせよ、かなり長い期間にわたり本行は政府勘定あるいは自己勘定で外貨資産を保有したが、その額は時によってかなりの規模に達したため、本行の運用方針いかんがロンドン金融市場の動向にかなりの掛かり合いをもった時期もあり、イングランド銀行は金融市場調節の手段として本行から幾度か借入を行っている。またイングランド銀行の行っていた顧客のための資金運用という面では、本行は1900年代の初めの10年間でただ一つの大きな顧客であったといわれている⁽²⁰⁾。

表 9-8 清国賠償金収支

		(単位：千円)																				
(収 入)		28	29	30	31	32	33	34	35	計	(支 出)		28	29	30	31	32	33	34	35	計	
明 治・年 度	年 度										年 度	年 度										
軍 費 賠 償 金		74,143	83,719	34,869	118,342	0	0	0	0	311,073(85.3)	臨軍費特別会計繰入れ	78,957	0	0	0	0	0	0	0	0	0	78,957(23.0)
遼東半島還付報償金		44,907	0	0	0	0	0	0	0	44,907(12.3)	陸 軍 拡 張 費	0	7,588	16,193	8,933	6,054	8,122	5,347	1,800	0	0	54,037(15.7)
債 金 運 用 利 益 等		94	912	7,071	1,341	311	661	△ 1,706	△ 155	8,529(2.3)	海 軍 拡 張 費	0	4,044	20,633	25,152	26,583	23,119	15,537	10,200	0	0	125,267(36.4)
計		119,144	84,631	41,940	119,683	311	661	△ 1,706	△ 155	364,510(100.0)	製 鉄 所 設 置 費	0	157	383	39	0	0	0	0	0	0	580(0.2)
											30年度臨時軍費、運輸通信部費一般会計繰入れ	0	0	3,151	64	0	0	0	0	0	0	3,214(0.9)
											31年度一般会計補足	0	0	0	12,000	0	0	0	0	0	0	12,000(3.5)
											帝室御料へ編入	0	0	0	20,000	0	0	0	0	0	0	20,000(5.8)
											軍艦水雷艇補充基金	0	0	0	0	30,000	0	0	0	0	0	30,000(8.7)
											災害準備基金	0	0	0	0	10,000	0	0	0	0	0	10,000(2.9)
											教 育 基 金	0	0	0	0	10,000	0	0	0	0	0	10,000(2.9)
											計	78,957	11,789	40,361	66,187	82,637	31,240	20,883	12,000	0	0	344,055(100.0)

(注) 「計」のかわりに内は構成比(%)。
 (出所) 前掲『明治財政史』第2巻、290～291ページ。

償金特別会計に受け入れられた清国賠償金の使途について見ると、前述のように、同賠償金は「我国戦捷の効果により領収したるものなるを以て、其使用方法に就ては政府に於ても大に画策する所あり」、表9-8のとおり臨時軍事費特別会計へ繰入れのほか「国防を完実し国権を伸張するに必要なる費途に充用」された⁽²²⁾が、以下の方針で運用がはかられた。⁽²³⁾

イ、軍艦等購入代金のように外国において支払いを要する各省経費の為替資金に充当する。

ロ、国内における賠償金による支払い経費に充当する分は本邦に取り寄せる。

ハ、本邦に回送する必要はあるが時期が悪い場合は、ロンドンにおいて英貨のまま日本銀行に預け入れ、これを準備として日本銀行に兌換銀行券を発行させ、これを政府が借り入れて一時使用し、英貨は漸次邦貨に換えて日本銀行からの借入金を返済する。

ニ、余裕資金は場合により確実な公債等の購入に充てるか、金融市場の状況によっては日本銀行に預け入れる。

3億6000万円余に上る資金を擁し、上記の方針で資金運用がはかられることになった償金特別会計については、「我国金融経済発達史上に於てこれほど大なる影響を有つたものはない。金本位制の採用それ自身がこれと直接に関係するもの」であったほか、「財政計画も、財政の経理も、政府と日銀の関係も、日銀の正貨準備の方法も、所謂在外正貨の制度も、所謂日銀国庫の預合勘定の制度も、従つて日銀の兌換制度一般も、また従つて日銀及政府の金融及び金利政策一般も之を中心として一大旋回を為したものと云つてよい」と指摘されている。⁽²⁴⁾

これらの諸点については逐次述べるが、償金特別会計の国内における受払い高の内容は表9-9のとおりである。この受払い高には、賠償金の回収と歳出への充当という本来の受払いのほか、本行との預け合のような重複取引や、外債発行代り金の回送など賠償金とは直接関係のない受払いも含まれており、このため本表に示された受払い高合計の規模は賠償金の約2倍に達しているが、受入れ面では、各省経費の振替払いを含む為替による回収高が、明治29年～36年の8年間におけるロンドンからの回収高総額の半ば以上を占めていることが目に付く。これ

は、この間に巨額の輸入超過がみられた（明治29年～35年中の入超額は累計3億2694万円）ためであるが、輸入超過に伴う国際収支の赤字は賠償金などによって補填され（同期間中の金銀流出入高は3621万円の流入超）、日清戦後の経済成長に対する国際収支面からの制約は著しく緩和されたといえる。

一方、払出し面では表9-8に示した償金特別会計固有の支出が半分近くを占めているが、そのほか公債消化難の打開や金融市場の逼迫救済を目的とした支出があったことは注目されよう。たとえば、明治29年3月に行われた軍事公債1000万円の公募が不振であった際、応募残額850万円のうち500万円を額面価格で応募し、あるいは、30年後半以降の金融逼迫のため、陸海軍拡張費その他の費用に充当する事業公債の募集が不可能とみられた際、31年1月と3月に合計1468万円の公債応募を行っている。また、後に詳しく述べるが、明治31年度には金融逼迫

表 9-9 償金特別会計の国内における受払い高

(受入れ)		(単位：千円)		
明 治	29年～32年	33年～36年	合 計	
ロンドンより回収	541,069(84.2)	67,231(98.6)	608,300(85.6)	
うち 金貨・金銀塊回送	139,551(21.7)	10,217(15.0)	149,768(21.1)	
為替による回収	183,044(28.5)	6,621(9.7)	189,665(26.7)	
各省経費支払代金	122,085(19.0)	50,393(73.9)	172,478(24.3)	
預け合による借入金	99,845(15.5)		99,845(14.1)	
運用利益等	1,751(0.3)	955(1.4)	2,706(0.4)	
その他とも計	642,664(100.0)	68,186(100.0)	710,850(100.0)	

(払出し)		(単位：千円)		
	29年～32年	33年～36年	合 計	
償金特別会計歳出	279,294(45.5)	64,760(69.0)	344,055(48.6)	
英貨手形買入れ	19,963(3.2)		19,963(2.8)	
預金部保有国債買戻し		14,078(15.0)	14,078(2.0)	
国債募集金繰替貸	24,451(4.0)	10,821(12.3)	35,271(5.0)	
英貨代り金支払い	105,731(17.2)	1,082(1.2)	106,814(15.1)	
円銀交換・銀塊引受け	81,429(13.3)		81,429(11.5)	
預け合の借入金返済	99,845(16.3)		99,845(14.1)	
勸業債券応募	3,686(0.6)	△ 2,063(△2.2)	1,623(0.2)	
興業債券応募		1,521(1.6)	1,521(0.2)	
その他とも計	614,400(100.0)	93,841(100.0)	708,241(100.0)	

(注) 1. 明治29年2月から36年3月末までの計数。

2. かっこ内は構成比(%)。

(出所) 前掲『明治財政史』第2巻、709～710ページ。

を打開するため国債を3699万円買い上げるとともに、勸業債券を374万円応募した。

もっとも、以上のように非常に多面的な用途に充当または運用された清国賠償金も、明治31年度までに全額受け入れられ、同年度までにその54%が使用され、日露戦争前の35年度末にはほとんど(94.4%)が費消されてしまった。その一部は本行の正貨準備となり、金本位制・兌換制度の擁護・維持に寄与したが、わが国の金本位制を支えてきた賠償金の枯渇は、それに代わるべき外資導入を必然化させることになった。明治30年に政府所有の本邦国債を外国市場で売却することにし、32年には外債を発行するに至ったのはその先駆けといえるが、金本位制を維持しつつ日清戦後経営を推進しようとするれば、それ以外に取りうる方法はなかったといえよう。

- (1) 松方正義『戦後財政始末報告』明治33年3月13日、前文の1ページ。原文の片仮名は平仮名に改めたほか、必要に応じ読点および濁点を入れた、以下同じ。
- (2) 長岡新吉「日清戦後の財政政策と賠償金」(安藤良雄編『日本経済政策史論』上巻、東京大学出版会、昭和48年、所収)133~142ページを参照。
- (3) 日本銀行保有資料『臨時軍事費関係書類』。この時、大蔵省は清国賠償金使用計画とともに、①非常準備金法案、②陸海軍拡張予算、③新税で賄うべき財政支出、④台湾・澎湖列島特別会計法案、⑤従軍者一時賜金の支払い原資、⑥台湾・金州・朝鮮・威海衛に必要とする軍事費、⑦恤兵献金処分案、⑧明治28年7月~12月の臨時軍事費予算案も提出した。
- (4) 伊藤博文編『秘書類纂』財政資料中巻、原書房、昭和45年(復刻)55ページおよび前掲『明治財政史』第1巻、13~24ページを参照。
- (5) 上掲『明治財政史』第1巻、13ページおよび14ページ。原文の片仮名は平仮名に改めたほか、読点および濁点を入れた、以下同じ。
- (6) 同上、23ページ。
- (7) 日本銀行保有資料『軍事費関係書類』。原文の片仮名は平仮名に改めたほか、読点および濁点を入れた。
- (8) 前掲『明治財政史』第3巻、大正15年、837ページ。原文の片仮名は平仮名に改めたほか、読点および濁点を入れた。
- (9) 大蔵省百年史編纂室『大蔵省百年史』上巻、大蔵財務協会、昭和44年、155ページ。
- (10) 前掲『明治財政史』第3巻、829~836ページ。
- (11) 「日清戦争以後の経済事情」(前掲『日本金融史資料』明治大正編第6巻、昭和32年、

- 所収) 962ページ。
- (12) 大蔵省理財局長松尾臣善『自明治二十八年十月至同三十三年三月償金収支報告書』下、明治33年、1703ページ。
 - (13) 前掲『戦後財政始末報告』4～5ページ。
 - (14) 前掲『大蔵省百年史』上巻、156ページ。
 - (15) 石井寛治「日清戦後経営」(岩波講座『日本歴史16』近代3、岩波書店、昭和51年、所収) 87ページ。
 - (16) 前掲『明治財政史』第2巻、大正15年、225ページ。原文の片仮名は平仮名に改めたほか、読点および濁点を入れた、以下同じ。
 - (17) 同上、570～571ページ。ただし、預け合の限度は8000万円とされた。
 - (18) 政府は日本銀行監理官をロンドンに置き、日本銀行ロンドン代理店の取り扱う寄託金の保管・運用の実務を監理させる一方、イギリス駐在公使に日本銀行監理官の職務執行の監督を委嘱した(前掲『明治財政史』第2巻、291ページ)。
 - (19) 前掲『明治財政史』第2巻、590ページ。
 - (20) 横浜正金銀行『横浜正金銀行史』大正9年、175ページ。
 - (21) R. S. Sayers, *The Bank of England 1894-1944*, Vol. 1, Cambridge University Press, 1976. pp.21,40,57,61.
 - (22) 前掲『明治財政史』第2巻、227～228ページ。
 - (23) 同上、333ページ。
 - (24) 大内兵衛「鼎軒田口卯吉全集第七巻」解説(鼎軒田口卯吉全集刊行会『鼎軒田口卯吉全集』第7巻、同人社、昭和2年、所収) 19ページ。

(3) 日清戦後の政策運営

日清戦後の企業勃興

日清戦争終結直後、三国干渉の打撃により経済社会の空気は一般に沈滞したことは既に述べたが、本行の貸出緩和方針の発表および公定歩合引下げ後の明治28年(1895年)8月以降、事態は一変して「熱狂的」といわれたほどの企業勃興を招来した。

すなわち、本行の積極方針明示に伴い、市中銀行も先行きに対する警戒感を解き、貸出金利を引き下げて貸出の手を緩めたのに加えて、輸出の好調、天候回復による米作の見通し好転、清国賠償金の受領に伴う金融緩和期待など好条件がそ